

薬生食監発0213第2号  
平成30年2月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、平成29年8月28日付け薬生食監発0828第3号によりOSI POLAND FOODWORKS SPOLKA Z O.O.(施設番号 02043801)からの貨物の輸入手続を停止しているところです。

今般、ポーランド政府から報告された原因究明の結果及び改善措置を踏まえ、当該施設において処理された牛肉等について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知をもって、平成29年8月28日付け薬生食監発0828第3号は廃止します。

記

- 1 平成30年2月13日以降に衛生証明書が発行されたものについては、平成26年8月1日付け食安監発0801第1号（最終改正：平成27年3月27日付け食安監発0327第2号）に基づいて取扱うこと
- 2 平成30年2月12日以前に衛生証明書が発行されたものについては、輸入者に対し、全箱について貨物の内容確認及び衛生証明書との同一性確認を実施し、結果を検疫所宛て報告するよう指導したうえで、その結果等に問題がない場合には、1と同様に取扱うこと